

山梨市介護保険情報取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づき本市が行う、要介護認定及び要支援認定（以下「要介護認定等」という。）に関する資料を、介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のため、当該認定を受けた者（以下「本人」という。）、その家族その他の関係者に提供することについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において介護サービス計画の作成等とは次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 居宅介護サービス計画の作成
- (2) 介護予防サービス（総合事業のケアマネジメントを含む。）計画の作成
- (3) 施設サービス計画の作成
- (4) 地域密着型サービス計画の作成
- (5) その他前各号に類するもの

（提供対象資料）

第3条 この要綱により提供できる資料（以下「対象資料」という。）は、要介護認定等の審査判定に係る情報で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 認定調査票（概況調査、基本調査及び特記事項を含み、調査実施者が特定される部分を除く。）
- (2) 主治医意見書（主治医の同意のないものを除く。）

（提供対象者）

第4条 対象資料の提供を受けられる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本人
- (2) 本人を介護している親族及びこれに準ずる者
- (3) 本人の介護（予防支援）サービス計画若しくは施設サービス計画の作成をする、又は作成を予定している事業者（以下「事業者」という。）
- (4) 本人の法定代理人

（申請の手続）

第5条 対象資料の提供を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、介護保険情報提供申

請書（別記様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項 の申請を行う場合は、自己が前条各号のいずれかに規定する者であること（前条第3号に該当する場合にあっては、職員であることを含む。）を証する書類を提示又は提出しなければならない。

（資料の提供）

第6条 市長は、前条による申請があったときは、特段の事情がある場合を除き、速やかに申請に係る資料の写しを交付するものとする。

- 2 前項の規定により交付する写しの部数は、同一の申請者につき1部に限るものとする。
- 3 資料の提供は当該認定の有効期間内（介護サービス計画等を作成する期間内。以下同じ。）にのみ行うことができるものとする。ただし、本人が市外に転出した場合に限り、受給資格証明書に基づき転出先の市町村が行った認定の有効期間内も、資料提供を行うことができるものとする。

（申請者の遵守事項）

第7条 申請者は、個人情報の重要性を認識し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 提供を受けた資料に係る本人の情報及び本人の親族の情報を、申請書に記載した使用目的以外に使用しないこと。
- (2) 提供を受けた資料に係る本人の情報及び本人の親族の情報を、第三者に知らせ、又は提供を行わないこと。
- (3) 提供を受けた資料を複写又は複製しないこと。ただし、ケアプランの作成に係るサービス担当者会議での使用は除く。（この場合において、複写した資料は、会議終了後に申請者が責任を持って回収し、廃棄すること。）
- (4) 提供を受けた資料を厳重に管理し、紛失又は破損しないよう適正な保管に努めるとともに、提供を受けた資料を紛失又は破損した場合は、直ちに市に連絡し、その指示に従うこと。
- (5) 提供を受けた資料を保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄すること。
- (6) 本市から提供を受けた資料の提示又は提出若しくは返還を求められたときは、これに速やかに応じること。
- (7) 資料の提供を受けた事業者の長は、その職員又は職員であった者が前各号に規定する事項を遵守するよう必要な措置を講じること。

（遵守事項違反に対する措置）

第8条 市長は、この要綱の規定により資料の提供を受けた者が、前条各号に規定する事項を遵守

しなかった場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、そのとき以降の資料の提供を行わないことができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。